

生徒会規約

第1章 総 則

- 第1条 この会は、尾道市立浦崎中学校生徒会という。
- 第2条 この会は、尾道市立浦崎中学校生徒全員で構成する。
- 第3条 この会は、会員が自主的に教職員の指導と助言を受けて、お互いに協力し学校生活の充実と発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 会員は、前条の目的を達成するために次のことを行う。
- (1) 学校行事や生徒会行事に参加する。
 - (2) 文化、教養の向上に努める。
 - (3) スポーツ、文化活動を通して心と体力の向上に努める。
 - (4) 社会奉仕活動をすすんで行う。
 - (5) その他本会の目的を達成するのに必要なことを行う。

第2章 組 織

- 第5条 この会は、次の機関を置く。
- 生徒総会、評議委員会、執行部会、学級委員会、専門委員会、部長会、選挙管理委員会

第3章 生徒総会

- 第6条 生徒総会は、最高の議決機関であって、本校生徒全員をもって構成する。
- 第7条 生徒総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は第1学期に生徒会長が招集し、次のことを決める。
- (1) 規約の決定、及び改廃
 - (2) 活動方針の決定
 - (3) 予算、決算の決定
 - (4) その他生徒会の目的を達成するために必要なこと。
 - (5) 臨時総会は、評議委員会の議決、又は会員の3分の1の請願で開く。

第4章 評議委員会

- 第8条 評議委員会は、各学級から選ばれた学級委員と生徒会役員をもって構成する。
- 第9条 評議委員会は、生徒総会に次ぐ生徒会運営の議決機関であり、次のことを行う。
- (1) 執行部会から提出された議案の審議。
 - (2) 学級より提出された議案の審議。
 - (3) 総会に提出する議題の審議。

(4) 臨時総会招集の議決。

(5) その他、必要なこと。

第10条 学級委員は、学級の意見をまとめて提案し、評議委員会で決定されたことをもれなく学級に報告して協力を求める。生徒会役員は、各専門委員長をかねる。

第5章 執行部会

第11条 執行部会は、会長、副会長、執行委員で構成し、第10章生徒会役員として詳細を規定する。

第12条 執行部会の議長は会長があたり、必要に応じて会長が招集する。

第13条 執行部会は、本会の活動全般に関する議案を作成し、評議委員会、専門委員会、部長会に提出する。決定事項については、その実行と促進をはかる。

(1) 議案の作成

(2) 決定事項の具体案作成、及び実行と促進

(3) 専門委員会の月間、年間計画、及び実行と促進

(4) 決算案、予算案の作成

(5) その他必要なこと

第6章 学級委員会

第14条 学級委員会は、各学級から選ばれた学級委員と生徒会長が務める学級委員長をもって構成する。

第15条 各学級の委員は、総会や執行部会で決まった諸活動を具体的に決定し、実行する。

第7章 専門委員会

第16条 専門委員会は、各学級から選ばれた保健委員、レクリエーション委員、図書委員をもってそれぞれ構成する。

第17条 各学級の委員は、会員の声を積極的に反映し、決定されたことは実行に努める。

第18条 各学級に、次のような委員を置き活動する。

(1) 保健委員

体力向上をめざして健康管理と安全に努める。

(2) レクリエーション委員

昼休憩の体育館の開閉、用具の管理などを行う。また、レクリエーションを計画、立案し、会員相互の親睦を深める。

(3) 図書委員

図書館の開閉、管理、学級文庫の入れ替えなどを行い、読書活動の推進に努める。

第8章 部長会

第19条 個性を伸ばし、体力をつけ、健全な趣味と豊かな教養を身につけるため、各部が活動する。会

員で希望するものは、毎年4月に定める各部のどれかに入り、部長を選び本校職員を顧問として活動する。

第20条 部長会は、生徒会役員と各部の部長をもって構成する。

第21条 部長会は、部活動に関する事項を協議・決定し、また、総会に諮る議案書（各部の予算案・決算案及び活動内容等）を作成する。

第9章 選挙管理委員会

第22条 選挙に関するいっさいの管理は選挙管理委員会で行い、選挙管理規則は別にこれを定める。

第10章 生徒会役員

第23条 生徒会役員は、会長1名、副会長1名と、執行委員2名とし、第5章執行部会を構成する。ただし会長・副会長は次年度第3学年から1名ずつ、執行委員は次年度、第2学年から2名とする。任期は1月1日から12月31日までとする。

第24条 生徒会役員の任務を次のとおりにする。

（1）生徒会長は生徒会を代表し統率する。

（2）生徒会長は評議委員会を招集し、その議長を務める。

（3）生徒会長は諸行事の統括及び各委員会の連絡、指導、督励にあたる。

（4）副会長は会長を補佐し、会長不在のときは会長の任務を行う。

（5）執行委員は生徒総会、評議委員会の会議録、生徒会諸帳簿、その他評議委員会の事務、また、生徒会会計と予算事務取扱い要求により、評議委員会にその報告をする。

第25条 会長、副会長、執行委員は、別に定める選挙管理規定に基づき選挙によって選出する。

第11章 会 費

第26条 この会の会費は、別に定める。

第27条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第12章 改 正

第28条 この規約の改正は、総会出席者の3分の2以上の賛成を要する。

付 則

この規約は、令和5年11月13日から施行される。